

講師等の勤務条件について

(R 6. 1 2. 1 現在)

区 分		常勤講師 (臨時的任用職員・任期付職員)	非常勤講師 (会計年度任用職員)
任用の区分		○臨時的任用職員 ・欠員代替 ・休職代替 ・年度中途退職代替 ・その他（傷病職免代替等） ○任期付職員（1年以上の休業請求） ・産休代替 ・育休代替 ・配偶者同行休業代替	・子どもの未来応援 ・不登校対応 ・日本語指導 ・発達障害対応 ・生徒指導 ・休職代替 ・居場所づくり支援 ・その他（小学校英語充実等） ・専科指導 ・少人数指導 ・進路指導 ・傷病職免代替
勤 務 条 件	給 料 ・ 報 酬	小・中学校 教育職（4）2級19号給～ 244,900円（大卒）～ 特別支援学校 教育職（2）2級19号給～ 244,900円（大卒）～ 幼稚園 教育職（3）2級23号級～ 242,500円（大卒）～ 高等学校 教育職（2）2級19号級～ 244,900円（大卒）	1 勤務時間 小・中学校 2,878円（2,839円） 特別支援学校 2,893円（2,829円） 幼稚園 1,919円（1,880円） 高等学校（全日制・昼間定時制） 2,879円（2,827円） 高等学校（夜間定時制） 3,001円（2,963円） ※ 括弧内は短大卒1年目の額 高等学校実習助手 1,965円（1,925円） ※ 括弧内は高校卒1年目の額
	昇 給	有（任期付職員）	——
	諸 手 当	正規教員に準ずる （通勤手当、住居手当、扶養手当、 期末・勤勉手当 等）	（通勤費用） ・1回の通勤に要する運賃等の相当額（最も低廉となるものの額） ※交通用具を使用し通勤する者には使用距離に応じた額を支給 （期末・勤勉手当） ・以下の3点を満たす場合に支給 ①基準日（6/1、12/1）に在職または基準日前1月以内に退職 ②基準日に年度内の任用期間が6月以上 ③週の勤務時間が、1週間に付き15時間30分以上
	退 職 手 当	有（6月以上の在職期間がある者）	——
勤 務 時 間 等		1日の勤務時間 7時間45分 8時15分～16時45分 （休憩時間45分） 週38時間45分 （正規教員と同様）	週29時間以内（任用により異なる）

	年 次 休 暇 等	・年次休暇 任用期間に応じて付与 ・その他休暇 臨時休暇（夏季休暇）（有給） 任用期間に応じて付与 公民権行使職免（有給） 裁判員等職免（有給） 傷病職免（有給） 等	・年次休暇 任用期間に応じて付与 ・その他休暇 臨時休暇（夏季休暇）（有給） 任用期間に応じて付与 公民権行使職免（有給） 裁判員等職免（有給） 傷病職免（有給） 等
	社 会 保 険 等	公立学校共済組合（臨時的任用職員のみ長期は厚生年金保険）に加入、任用期間３１日以上の方は雇用保険に加入（退職手当の支給対象となる者は非加入）	原則、２月超、週２０時間以上の任用の場合、公立学校共済組合、厚生年金保険に加入 週２０時間以上勤務しかつ３１日以上任用の場合、雇用保険に加入
	公務災害補償	「地方公務員災害補償法」を適用	「労働者災害補償保険法」を適用